

鶏卵出荷販売仕様書

1. 目的

香川県立石田高等学校（以下「甲」という。）の農業実習において生産した鶏卵を出荷販売するもの。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 引渡し等

- (1) 場 所 石田高等学校 農場鶏舎
- (2) 日 時 原則週2回の集荷で、詳細は両者協議の上決定する
- (3) 種類・数量 ジュリア、ボリスブラウン・甲の指示する量
- (4) その他 (3)で指示した集荷対象の卵の積込みは相手方による

4. 見積書等

- (1) 見積書提出の指示があった場合は、様式例を参考に以下の項目を満たしたものを期間内に提出すること。
 - ・卵の規格は、J A全農たまご株式会社の規格及び選定基準を適用すること
 - ・J A全農たまご株式会社西日本営業部の発表相場を基にし、1 k g当たりの卵種別販売価格の算出方法を記載すること
 - ・農場置場価格とすること
 - ・消費税及び地方消費税の取扱いを記載すること
 - ・端数処理の方法を記載すること
 - ・その他諸経費等あれば記載すること
- (2) 提出期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日
- (3) 令和7年4月から令和8年3月までの出荷実績等（2～3月は見込数量）
11, 205.6 k g
ただし、令和8年度の出荷量を確約するものではない。
- (4) 見積合わせが生じた場合は、別添資料をもとに、各自の見積書の内容に従い合計売買金額を算出し、見積書に添付すること。合計売買金額が最も高いところと契約を締結する。

5. 売買代金

- (1) 月末（10日）毎に、その売買代金の精算書を原則翌週末までに速やかに甲まで送付すること。ただし、その週に二つの月が含まれる場合は月毎に精算すること。精算書は、卵種別の数量、販売単価等の精算額の詳細が分かるものとする。
- (2) 売買代金について、精算書に基づき甲が発行した納入通知書により、指定した納入期限までに納入するものとする。ただし、納入期限を過ぎると、県の債権に係る延

滞金の徴収等に関する条例に基づき、期限の翌日から支払の日までの日数に応じた遅延利息を支払わなければならない。

6. その他

- (1) 契約書の作成を要する。ただし、契約書の様式は香川県が準備する。
- (2) 当業務に関して、必要に応じ甲より集荷量や販売価格等の資料の提出を求める場合がある。
- (3) 仕様書中4.(4)に記載した別添資料は応募意思表明書を提出した者に必要に応じ交付する。
- (4) 当契約は、香川県のホームページにおいて随意契約として公表する場合がある。